



子育て・教育

子どもの健やかな成長のために

① 児童手当

問 こども家庭支援課 TEL 641-1212(内線575) FAX 624-8901

中学3年生までのお子さんを養育している方に支給します(公務員の方は職場で申請してください)。

手当額(月額)

0～3歳未満……………15,000円
3歳～小学6年生の第1子・第2子……………10,000円
3歳～小学6年生の第3子以降……………15,000円
中学生……………10,000円

【所得制限有り】

制限以上の場合は子ども1人当たり……………5,000円
上限額以上の場合は不支給

※令和6年中に、制度改正が予定されています。詳しくは、山形市公式ホームページをご覧ください。

② こども医療

問 こども家庭支援課 TEL 641-1212(内線576) FAX 624-8901

医療機関に医療証を提示することで、お子さんの医療費(保険診療分)が無料になります。所得制限はありません。

助成の対象

0～18歳到達後の最初の3月31日までの外来・入院費

③ 子育て支援コーディネーター

問 保育育成課 TEL 641-1212(内線573) FAX 624-8840

保育育成課の窓口にて子育て支援コーディネーターを配置し、子育てや保育所等入所申請に関する相談等の利用者支援を行います。支援提供施設等の円滑な利用を確保し、支援提供施設等との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行っています。

④ 子育て支援センター

つばさ保育園内	TEL 634-6253
さくら保育園内	TEL 622-5682
べにっこひろば内	TEL 674-0220
シェルター・インクルーシブプレイスコパル内	TEL 676-9876
つくも保育園内	TEL 674-0010
木の実西部こども園内	TEL 647-4883
南山形すくすく保育園内	TEL 689-1182
ほほえみ保育園内	TEL 643-7176
キンダーこども園内	TEL 622-7438
マリアこまくさ保育園内	TEL 676-7822
金井こども園内	TEL 681-0371
ひまわりこども園向かい	TEL 688-7351
はやぶさ保育園内	TEL 664-1701
キンダー南館こども園内	TEL 644-2030
こども園ののほな内	TEL 666-4666
とちの実保育園内	TEL 666-8899
出羽こども園内	TEL 684-3018
べにばな保育園内	TEL 686-4808
みどりのもりこども園内	TEL 623-7800
嶋保育園内	TEL 679-5028
飯塚はらっぱ保育園内	TEL 666-6835
木の実北こども園内	TEL 674-6500
認定こども園杉の子内	TEL 681-8120
このみ保育園内	TEL 687-0855
大谷保育園、出羽大谷幼稚園内	TEL 684-7956
セロン北保育園内	TEL 686-2040

育児相談や保育サービス等の情報提供など、家庭の子育て支援を行います。

- 在宅親子が自由に遊べる場(プレイルーム)の提供
- 親同士の交流と学習の場(育児講座)の提供
- 育児相談コーナーの開設
- 育児に関する情報の収集と提供

〈以下は広告スペースです〉



「発見と気づき」の感動物語

自然とふれあひ命の大切さについて学び環境をつくる

「昆虫の森」

創造プロジェクト 進行中!

「発見と気づき」のエリアが広がる

園庭改造計画 始動!

くわしくは ➡ [みなみやまがた幼稚園](#) 検索

ここから始まる、
「発見と気づき」の感動物語。






学校法人 菅藤学園
みなみやまがた幼稚園
山形市大字松原159-4 TEL023-688-2231



社会福祉法人 南山形愛育会
南山形すくすく保育園
山形市大字松原159-1 TEL023-688-2524

ファミリーサポートセンター

問 特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド
TEL 687-1720 FAX 687-1721
こども未来課 TEL 641-1212(内線585) FAX 624-8840

子育てをお手伝いしてほしい方(利用会員)と子育てをお手伝いして下さる方(協力会員)からなる会員組織です。

会員同士で次のような援助を行います。

- ▶ 保育施設が始まるまで、または終わった後にお子さんのお預かり
- ▶ 保育施設までの送り迎え
- ▶ 学校の放課後等にお子さんのお預かり
- ▶ 小学6年生までのお子さんのお預かり など

利用料金

午前7時～午後7時…1時間700円

上記時間外、日曜日・祝日…1時間800円

こどもショートステイ事業

問 こども家庭支援課 TEL 641-1212(内線574) FAX 624-8901

保護者の方が病気などで一時的に家庭で養育することができないときに利用できます。こども家庭支援課で事前に登録が必要です(自己負担有り/実施施設 山形学園、むつみハイム、乳児院はやぶさ等)。

助産施設

問 こども家庭支援課 TEL 641-1212(内線574) FAX 624-8901

経済的事情により、入院助産を受けることができない妊婦の方は、第1種助産施設山形済生病院または市助産所(市立病院済生館内)に入所して出産することができます。こども家庭支援課へ事前にご相談ください(所得制限有り/一部負担有り)。

- 山形市助産所(市立病院済生館) TEL 625-5555
- 済生会山形済生病院 TEL 682-1111

幼児ことばの教室

問 総合学習センター TEL 645-6163 FAX 645-6164

就学前の幼児の言葉についての相談・指導を行っています。

多胎児養育支援事業

問 こども未来課 TEL 641-1212(内線555) FAX 624-8840

三つ子以上の児童をご家庭で養育している場合、3歳の誕生月までママサポーターを派遣することができます。

利用料金

- 市民税課税世帯 1回当たり 1,500円
- 市民税非課税世帯 1回当たり 750円
- 生活保護世帯 1回当たり 無料

べにっこひろば(児童遊戯施設)

問 山形市児童遊戯施設べにっこひろば
TEL 674-0220 FAX 674-0221

雨天時や冬季などの気候を気にせず、乳幼児から小学生程度までの幅広い年齢層の子どもたちが安心して楽しく、伸び伸びと遊べる児童遊戯施設です。

所在地 樋越22

開園日 毎月第2木曜日(祝日の場合は次の日)と
1月1日を除く毎日

【一般利用】

開園時間 屋内施設 午前9時～午後7時
屋外施設 (4～9月)午前9時～午後6時
(10～3月)午前9時～午後4時

利用料 無料

【専用使用】

※要予約(あそびの大ホール・たもくてきルーム)

使用時間 (昼間使用)午前9時～午後6時
(夜間使用)午後6時～10時

専用使用料 有料

※使用料について詳しくは、山形市公式ホームページをご覧ください。

〈以下は広告スペースです〉



学校法人 龍華学園

幼保連携型認定こども園

ひまわりこども園

〒990-2316
山形市大字片谷地59番地
幼稚部:023-688-2330
保育部:023-666-6121

幼保連携型認定こども園

南沼原ひまわり幼保園

〒990-2464
山形市高堂1丁目7-30
幼稚部:023-643-6966
保育部:023-645-4726

学校法人 龍華学園
検索

○ シェルターインクルーシブプレイス コパル (南部児童遊戯施設)

問 シェルターインクルーシブプレイス コパル
TEL 676-9876 FAX 676-9878

雨天時や冬季など天候を気にせず、障がいの有無や国籍、家庭環境の違いにかかわらず、全ての子どもたちが安心して楽しく伸び伸びと遊べる「インクルーシブ」な屋内型児童遊戯施設です。

所在地 片谷地580-1

開園日 毎月第2、第4火曜日(祝日の場合は次の日)と1月1日を除く毎日

【一般利用】

屋内施設 午前9時～午後6時

屋外施設 (4～9月)午前9時～午後6時
(10～3月)午前9時～午後4時

利用料 無料(一部有料)

【専用使用】

※要予約(体育館)

使用時間 (昼間使用)午前9時～午後6時
(夜間使用)午後6時～10時

専用使用料 有料

※使用料について詳しくは、シェルターインクルーシブプレイス コパルホームページをご覧ください。

保育園

問 保育育成課 TEL 641-1212(内線536) FAX 624-8840

保育園(認可保育所)は、保護者が就労等で乳幼児を家庭で保育できない場合に、保護者に代わって乳幼児を保育する施設です。利用者負担額は、保護者の市民税額等により決定します。利用申し込みについては、保育育成課へお問い合わせください。

〈以下は広告スペースです〉

あかるく なかよく すこやかに

※裸足育ちの丈夫な身体づくり
※進んでできる元気なあいざつ
※思いやり感謝の心

ひらつか保育園は、さんぽ保育を中心に、命の大切、公共の場でのマナー、ものを大切にする心、ありがとうや大丈夫と言えるやさしい心を地域の行事(和太鼓披露)、日々のいろいろな活動の中で体験し、伝承していくことを大切に考えています。

ひらつか保育園 千歳学童保育クラブ
〒990-0075 山形市落合町千歳63-3
TEL023-622-6332 (保育園)
FAX023-665-4748
TEL023-641-1176 (第一学童クラブ)
TEL023-615-8805 (第二学童クラブ)

随時見学 お待ちしております。

明るく 元気に たくましく そして心ゆたかな子

山形市認可保育所

さくらんぼ保育園

☎990-0813
山形県山形市松町 2-8-36
☎023-681-7945
<http://www.sakuranbo-hoiku.jp/>



認可保育園

なでしこ保育園

有限会社 サン・ウェルフェア

保育目標
丈夫な体を持ち、元気な子ども
明るく思いやりのある子ども
自分のことは自分でできる子ども

【保育時間】
AM7:30～PM6:30
【延長時間】
平日/PM6:30～PM7:00
土曜日/PM6:00

〒990-2214 山形市青柳1681-4
TEL:023-686-4663
FAX:023-673-0488

認定こども園

問 保育育成課 TEL 641-1212(内線536) FAX 624-8840

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、保護者の就労環境にかかわらず利用できる施設です。

利用者負担額は、保護者の市民税額等により決定します(教育部分と保育部分では基準が異なります)。

利用申し込みの教育部分については各認定こども園へ、保育部分については保育育成課へお問い合わせください。

地域型保育事業

問 保育育成課 TEL 641-1212(内線536) FAX 624-8840

保護者が就労等で乳幼児を家庭で保育できない場合に、保護者に代わって少人数の0～2歳児を保育する事業です。

利用者負担額は、保護者の市民税額等により決定します。

利用申し込みについては、保育育成課へお問い合わせください。

〈以下は広告スペースです〉



いきいき幼稚園

学校法人山本学園





たのしいね元気
竹田幼稚園
ビーウィー保育園
〒990-0832
山形市城西町3-13-7
☎(023)643-0320



うれしいね元気
竹田西部幼稚園
ベビー保育園
〒990-0845
山形市飯塚町922-1
☎(023)643-6268

〈以下は広告スペースです〉

家庭的保育事業(保育ママ事業)

自宅等で、少人数の乳幼児(定員5人以下)を対象に、自宅等での温かく家庭的な雰囲気のもと、子どもの個性に合わせた保育を行います。

小規模保育事業

少人数(定員6～19人)を対象に、保育を行います。

一時保育

問 保育育成課 TEL 641-1212(内線536) FAX 624-8840

就労等の理由で、継続的に家庭で保育できない場合に利用できる非定型保育と、一時的に保育困難な場合に利用できる緊急保育があります。

病児・病後児保育

問 保育育成課 TEL 641-1212(内線536) FAX 624-8840

病児・病後児保育とは

就労等を理由に家庭で保育ができない場合に、病気の回復期に至っていないが当面症状の急変が認められない児童をお預かりする病児保育と、病気の回復期にある児童をお預かりする病後児保育があります。

山形市の病児・病後児保育施設を利用するには、Webサイト「あずかるこちゃん」での利用登録・予約が必要です。



認可外保育施設

問 保育育成課 TEL 641-1212(内線545) FAX 624-8840

国の定める基準に基づき、市が指導監督している施設です。また、山形市独自の基準を満たした施設を「認証保育所」としています。利用申し込みについては、各施設へお問い合わせください。



認定こども園 諏訪幼稚園・諏訪の杜保育園



諏訪幼稚園・諏訪の杜保育園 幼児部
〒990-0033 山形市諏訪町1丁目1番地13号 ☎023-642-1249

諏訪幼稚園・諏訪の杜保育園 乳児部
〒990-0033 山形市諏訪町1丁目1番地47号 ☎023-633-5325



教育目標

教育のめあて

個性をのびして
友達と仲良く

豊かな遊びを通して
豊かな感性を

良い生活習慣や
人間関係に
向う過程を大切に

けやきの杜のなかで、楽しい活動と豊かな体験

四季を感じる木の杜に囲まれた自然豊かな環境の下、遊びや畑活動・和太鼓など豊かな体験活動に裏打ちされた人間形成の基礎作りを目指すこども園。「楽しいね」「やってみよう」「面白そう」諏訪の子ども達は、目を輝かせ、日々自分の世界を広げずくすくと育っています。



未就園児対象の子育て支援行事を
毎月開催※詳細はHPを参照
園児学も随時受け付けています
<https://www.suwakodomoen.com>



幼稚園

問 保育育成課

TEL 641-1212(内線545) FAX 624-8840

利用申し込みについては、各幼稚園へお問い合わせください。

放課後児童クラブ

問 保育育成課

TEL 641-1212(内線578) FAX 624-9921

日中保護者のいない小学生を対象に、遊びや生活指導を行う放課後児童クラブを、現在82カ所設置しています。

開所日 月～金曜日(祝日を除く)

(土曜日の開所については、各クラブにより異なります)

開所時間 平日は、小学校下校時から午後6時30分過ぎ頃まで、夏休み等は、午前8時頃から午後6時過ぎ頃まで開所しています。

(開所時間は各クラブによって異なります)

費用 月額10,000～13,000円(保育料、おやつ代など)

※各クラブの運営委員会で定めています。

申し込み 各クラブへ直接お申し込みください。

児童館

問 こども未来課 TEL 641-1212(内線585) FAX 624-8840

幼児・児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設です。

ひとり親家庭のために

問 こども家庭支援課 TEL 641-1212(内線546) FAX 624-8901

母子・父子・寡婦等相談

問 こども家庭支援課 TEL 641-1212(内線579) FAX 624-8901

母子家庭・父子家庭・寡婦の方の生活相談、母子父子寡婦福祉資金の相談を行います。

健やか教育手当

問 こども家庭支援課 TEL 641-1212(内線558) FAX 624-8901

両親または父母の一方がいない状態にある義務教育中の児童を養育している方に支給します(市民税の所得割が非課税の方に限る)。

- 両親のいない状態の児童 1人につき月額4,000円
- 父母の一方がいない状態の児童 1人につき月額2,500円

ひとり親家庭子育て生活支援事業

問 こども家庭支援課 TEL 641-1212(内線579) FAX 624-8901

けがや病気、急な仕事、冠婚葬祭などで一時的に家事や育児ができないとき、家庭生活支援員が生活のお手伝いをします。こども家庭支援課で事前の登録が必要です(原則、小学6年生までの児童を養育している家庭が対象)。

資格取得に向けた支援

問 こども家庭支援課 TEL 641-1212(内線579) FAX 624-8901

母子家庭の母または父子家庭の父である方の就労・就学相談、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援など、自立に向けた支援を行います。

学習に関する支援

問 こども家庭支援課 TEL 641-1212(内線579) FAX 624-8901

ひとり親家庭などの児童を対象に、無料の学習会を定期的に開催します。支援スタッフが相談等に応じます。

児童扶養手当

問 こども家庭支援課 TEL 641-1212(内線558) FAX 624-8901

両親または父母の一方がいない児童を養育している方に、児童が18歳になった年度末まで(一定の障がいがある児童は20歳未満まで)支給します。

支給金額は所得に応じて決定されますが、全額支給の場合は、児童が1人の場合は月額45,500円、2人の場合は月額10,750円、3人以上の場合は1人につき6,450円を加算します(父母・養育者・同居の親族の所得制限有り)。詳しくは、山形市公式ホームページをご覧ください。

〈以下は広告スペースです〉

思い出の詰まった制服を、
必要としている方に届けたい!

こんなママ達の声を受け
私たちは制服をきれいに
リフォームし、必要として
いる方とのマッチングを
行っています。



スクール制服リユース
@ブランカ



詳細はWEBサイトへ!

北日本白衣山形株式会社

代表取締役 佐藤 博之

山形市十日町3丁目2-41

TEL:023-631-4347

北日本白衣山形はスクール制服を通して持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

親子健やか医療

問 こども家庭支援課 TEL 641-1212(内線559) FAX 624-8901

両親または父母の一方がいない家庭で、18歳以下の児童を扶養している親等とその児童の医療費(保険診療分)が無料になります(親等の所得制限有り)。

母子生活支援施設

問 こども家庭支援課 TEL 641-1212(内線574) FAX 624-8901

18歳未満の児童を養育している母子家庭を対象に、生活課題の解決や相談、就労、児童の健全育成・保育等、母子の自立に向けた支援を行う施設です。入所については、こども家庭支援課へ事前の相談が必要です。

教育

小学校・中学校

問 学校教育課 TEL 641-1212(内線483) FAX 641-1914

小学校の入学

満6歳になると、4月から小学校に入学することになります。1月下旬頃に入学通知書を郵送しますが、2月中旬になっても入学通知書が届かないときは、ご連絡ください。

【指定校変更について】

	変更事由(添付書類)	変更小・中学校	期間
(1)	保護者が就業等のため児童の帰宅時に不在となる世帯で、その児童の祖父母、親戚または知人、放課後児童クラブがその保護者に代わってその児童を適切に保護することができると認められること (添付書類) 保護者の勤務(在職)証明、預け先の保育同意書	児童の祖父母、親戚または知人、放課後児童クラブの住所に基づく小学校	卒業まで
(2)	住宅の新築等に伴う転居により、近い将来住所が変更となることが確実に見込まれること (添付書類) 建築確認や契約書等の写し、または入居予定証明等	転居先の住所に基づく小・中学校	6カ月以内(やむを得ない理由がある場合は1年)
(3)	転居による住所の変更に伴って指定校が変更となること	転居前に通学していた小・中学校	卒業まで
(4)	すでに指定校変更が認められている兄弟姉妹がいること(同時に在籍することとなる場合に限る)	兄弟姉妹と同じ小・中学校	卒業まで
(5)	指定校変更の決定による変更後の指定校(小学校に限る)を卒業すること	卒業した小学校を通学区域とする中学校(当該中学校が複数ある場合は、教育委員会が指定する中学校)	卒業まで
(6)	学校の統廃合または分離、通学の安全性、地理的な利便性等の理由により、指定校以外の小・中学校への通学が適当と教育委員会が認めた区域に居住していること	当該事由を勘案して教育委員会が指定する小・中学校	卒業まで
(7)	小学校で文化芸術活動またはスポーツ活動を継続して行ってきた児童が、中学校でも引き続き同一の活動を行おうとしているにもかかわらず、指定校で当該活動に係る部活動が行われていないこと (添付書類) 文化芸術活動・スポーツ活動を継続してきたことが確認できる書類	当該活動に係る部活動が行われている中学校のうち、当該児童の住所から近い距離にある中学校	卒業まで

指定校変更制度

1.就学すべき学校の指定

市教育委員会では小・中学校ごとに通学区域を定め、この通学区域と住民票の住所に基づいて、就学すべき学校を指定しています。指定された学校「指定校」に通学するのが原則となります。

ただし、家庭の事情などの個別の理由がある場合、通学区域以外の山形市立小・中学校への通学を認める指定校変更という制度があります。

2.指定校変更手続き

(1)必要な書類等

①全ての変更事由で必要なもの

「指定校変更申立書」(指定様式)

②変更事由によって必要となるもの

下表【指定校変更について】の変更事由(添付書類)の欄をご確認ください。

※「指定校変更申立書」および添付書類(事由を証明できる書類)は、学校教育課に準備しています。また、山形市公式ホームページからダウンロードできます。記入例を参考に提出してください。

(2)申立書の受付期間

①小・中学校の入学予定者

入学年の前年の10月から受け付け開始

②在籍児童・生徒

変更できる事由が発生した時点で随時

就学援助

問 教育総務課

TEL 641-1212(内線482) FAX 676-8755

生活保護を受けていないものの、それに準ずる程度に生活が困窮している世帯に対して学用品費や給食費など小・中学生の就学に係る費用の一部を援助する制度を設けています(申請が必要。収入審査有り)。

希望される方は、お子さんの通っている学校または教育総務課へご相談の上、お手続きください。

特別支援教育就学奨励費

問 教育総務課

TEL 641-1212(内線482) FAX 676-8755

特別支援学級のお子さんの保護者を対象に、学用品・通学用品等購入費、通学費などの就学費用の一部を補助する制度です。詳しくは、6月頃に対象者へお知らせします。また、支給の際は、バス定期券のコピーなどが必要となりますので、大切に保管しておいてください。

はたち 二十歳の祝賀式

問 社会教育青少年課

TEL 641-1212(内線618) FAX 624-8443

大人になったことを祝い、励ますことを目的に毎年実施しています。

期日 成人の日の前日(1月第2月曜日の前日)

場所 山形市総合スポーツセンター第1体育館

対象 年度内に20歳になる方

(4月2日～翌年4月1日に出生し、山形市に住所を有する方)

※就学・就職等で山形市を離れている方も参加できます。

※開催時期や場所等が変更になる場合があります。詳しくは、山形市公式ホームページをご覧ください。

子ども安全情報

問 社会教育青少年課

TEL 641-1212(内線618) FAX 624-8443

子ども安全情報メールマガジン配信

登下校時等に不審者により子どもが被害に遭った事件などの情報を、Eメールでお知らせしています。Eメールを受信できるスマートフォンやパソコンをお持ちの方であれば、誰でも利用することができます。

▶登録方法は、 108ページをご覧ください。

少年自然の家

問 少年自然の家 TEL 643-8533 FAX 643-8574

所在地: 山辺町畑谷字板橋3725

概要 豊かな自然環境の中で集団宿泊生活や野外活動等を行いながら、心身ともに健全な少年を育成するとともに、生涯学習の推進に資することを目的とした社会教育施設です。

主な施設

【本館】

管理棟、宿泊棟、体育館、炊飯場、荒沼キャンプ場、生活体験の家

【野外活動センター】

サービスセンター、野外ステージ、運動広場、板橋沼キャンプ場、グレンデほか

利用時間

サービスセンター 午前9時～午後5時

野外ステージ 午前9時～午後9時

休館日

月曜日(第3日曜日の翌日を除く)、第3日曜日とその前日、祝日、前日および翌日が祝日である日、年末年始(変更になる場合有り)

対象

【本館】

市内の小・中学校、幼稚園、保育所、子ども会、その他中学生以下の団体(事前の使用許可が必要)

【野外活動センター】

学校や子ども会の他、サークルなどの各種団体(事前の使用許可が必要)

※冬季には、グレンデを個人や家族に一般開放しています。

〈以下は広告スペースです〉

Government Educational Loans

国の教育ローン

あなたの“未来”応援します。

ご融資額 350万円以内

お子さま1人あたり

ご入学の前とまった費用の準備が可能

固定金利
長期返済が可能

40年以上の取扱実績

ご相談・お問い合わせは **教育ローンコールセンター**

受付時間 月～金 9:00～19:00

0570-008656

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月31日～1月3日)はご利用いただけません。ナビダイヤルがご利用いただけ
ない場合は、03-5321-8656におかけください。

JFC 日本政策金融公庫



福祉・保健・医療

高齢者のために

問 長寿支援課 TEL 641-1212(内線562) FAX 624-8398

健康で自立した方も介護を必要とする方も、住み慣れた地域や家庭の中で安心して生活ができるように支援を行います。

介護予防事業 (介護予防・日常生活支援総合事業)

問 長寿支援課 TEL 641-1212(内線567) FAX 624-8398

地域の実情に応じた多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進します。さらに、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう介護予防(健康づくり)を推進します。

▶ 介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2の方や要支援、要介護状態になる恐れのある方を対象とした訪問型サービスと通所型サービスです。支援が必要となった状態からの改善を目指し、一人一人の状態に合わせたサービスを提供します。

運動機能の向上に重点を置いた元気あっぷ教室や、栄養状態改善のための栄養あっぷ訪問などがあります。

▶ 一般介護予防事業

地域の中で交流を図り、元気なうちから主体的に継続して介護予防に取り組めるよう、介護予防教室の開催、リハビリテーション専門職等による運動や栄養、聴こえの大切さなどの介護予防に関する知識の普及啓発など、高齢者の介護予防活動を支援します。

生活支援サービス

問 長寿支援課 TEL 641-1212(内線566) FAX 624-8398

▶ 緊急通報システム

日常生活を送る上で、注意が必要な一人暮らしの高齢者や体の不自由な方が、急病等の緊急事態に緊急通報用のボタンを押すことで、協力員等によって救助される体制づくりを行っています。

▶ 在宅介護支援住宅改修補助

居室内での不慮の事故を防止し、介護が必要な状態になってもできるだけ長く在宅での生活を続けられるように、高齢者、障がい者等に合わせた住宅へのバリアフリー工事等を行う場合、工事費の一部を助成します。受付期間について詳しくは、お問い合わせください。

▶ 高齢者移送サービス

65歳以上で在宅のねたきり状態の方に対し、その方の居宅と医療機関との間をリフト付き車両またはストレッチャー装着車両で移送する場合の利用券を交付します。

▶ 高齢者外出支援事業

高齢者の閉じこもり防止や外出機会の拡大を図るために、バス乗車券の購入を支援します。

対象 利用開始日に満70歳以上の方

▶ 運転免許証自主返納者へのタクシー券の交付

運転免許証の自主返納を行った方にタクシー券20,000円分を交付します(1回限り)。

対象 満70歳以上で、運転免許証を自主返納して1年以内の方
※生活支援サービス利用の要件について詳しくは、お問い合わせください。

〈以下は広告スペースです〉

人が輝く 敬寿会。
Quality of Life.



敬寿会は、平成6年7月に山形で発足した社会福祉法人です。
現在では、特別養護老人ホームを中心に高齢者福祉・医療・保育事業を運営しています。
山形・宮城・埼玉・東京・神奈川に合せて18拠点90事業所、職員数は950名を超える大規模な法人になりました。
今後も地域福祉の拠点として、皆様が安心して暮らせるお手伝いをまいります。



特別養護老人ホーム 山形敬寿園
山形市大字妙見寺500-1
☎023-634-2020

訪問看護ステーション敬寿園
山形市南原町3-16-1 佐藤ビル102
☎023-687-1420

特別養護老人ホーム 鈴川敬寿園
山形市大野目2-2-67
☎023-666-8100

特別養護老人ホーム 沼木敬寿園
山形市大字沼木68-1
☎023-674-9881

社会福祉法人 敬寿会 本部事務局
〒990-0033 山形県山形市諏訪町2-1-25
☎023-664-2141

施設見学できます！
詳しくはお電話ください。




法人ホームページ Instagram

おかえり・見守り事前登録制度

認知症等により徘徊の恐れのある高齢者の情報をあらかじめ市に登録し、警察署や地域包括支援センターと情報を共有することで、行方不明になったときに早期発見・早期保護につなげます。

生活支援コーディネーター

問 山形市社会福祉協議会 TEL 645-8061 FAX 645-9236

地域において、ボランティア等による生活支援や介護予防に向けた支え合いのコーディネートを行います。

家族介護者支援サービス

問 長寿支援課 TEL 641-1212(内線566) FAX 624-8398

紙おむつの支給

要介護4・5(これに相当する方)または認知症により、常時失禁状態が1カ月以上続く65歳以上の方を介護している方に紙おむつを支給します(施設等入所の方を除く)。住民税の課税状況によっては支給できない場合があります。

ねたきり高齢者等介護者激励金

65歳以上のねたきり状態にある方などを、家庭で継続して6カ月を超えて介護している方に、激励金を支給します。

家族介護者交流会

要介護4・5の方(これに相当する方を含む)を在宅で介護している方を対象に、心身のリフレッシュを図るため、介護者相互の交流会を開催します。

高齢者の就労・社会参加

山形市シルバー人材センター

問 公益社団法人山形市シルバー人材センター TEL 647-6647 FAX 647-6648

おおむね60歳以上の方に就業機会を確保・提供し、社会参加や生きがいの充実を図り、「生涯現役社会」を実現することを目指しています。詳しくは、お問い合わせください。

山形市老人クラブ連合会

問 山形市老人クラブ連合会 TEL 674-8127 FAX 674-8129

仲間づくりを通して、生きがいと健康づくりや地域を豊かにする社会活動を行っています。参加について詳しくは、お問い合わせください。

活動内容 各種講座の開催、健康体操、グラウンドゴルフ等

高齢者の総合相談窓口 地域包括支援センター

問 長寿支援課 TEL 641-1212(内線564) FAX 624-8398

高齢者の介護・福祉・健康・医療・仕事と介護の両立などに関するさまざまな不安や疑問に、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職が対応します。

▶ 次のようなときは、地域包括支援センターへお気軽にお電話ください。

- 介護予防のための教室や地域の集まりの場を知りたい
- 介護保険のサービスを利用したい
- 認知症のことについて教えてほしい
- 家族の介護に疲れてしまい、どうしたらいいかわからない など

地域包括支援センターは、山形市が委託している公的な機関です。相談は無料で、秘密は厳守します。

地区名	担当地域包括支援センター (設置場所)	電話番号
出羽、大郷、 明治、千歳	なでしこ地域包括支援センター (ながまち荘内)	681-7450
楯山、高瀬、 山寺	地域包括支援センター大森 (サンシャイン大森内)	685-1224
鈴川	地域包括支援センター敬寿会 (鈴川交流センター内)	634-2309
滝山	たきやま地域包括支援センター (あたご荘内)	622-4577
第六	地域包括支援センターふれあい (大島医院内)	628-3988

〈以下は広告スペースです〉

医療法人 東北医療福祉会

精神科

内科

山形厚生病院

〒990-2362
山形市大字菅沢字鬼越255番地
TEL 023-645-8118
FAX 023-645-8180

内科

精神科

肛門外科

もときクリニック

山形市元木2丁目9-39
TEL 023-625-7500

認知症対応型共同生活介護事業所

小規模多機能型居宅介護事業所

フラワー小姓町

山形市小姓町7-15 TEL 023-625-7210

認知症対応型共同生活介護事業所

フラワー吉原

山形市南館3丁目21-50 TEL 023-647-5051

認知症対応型共同生活介護事業所

みはたの里

山形市美畑町4-35 TEL 023-666-6678



NPO 特定非営利活動法人
山形市松波一丁目11-8
エンジェル・ハート

有料老人ホーム

エンジェル・ハート

Heart Land

デイサービス事業所



☎023-674-8238
山形市上町2丁目3-14

☎023-666-5770
山形市松波一丁目11-8

お気軽にご相談ください

地区名	担当地域包括支援センター (設置場所)	電話番号
南山形、本沢、大曾根、 西山形、村木沢	山形西部地域包括支援センター (菅沢荘内)	646-1165
第一、第二	さくら地域包括支援センター (篠田総合病院敷地内)	635-4165
第三、第四、 第九	地域包括支援センターかがやき (至誠堂総合ケアセンター内)	631-8020
第七	霞城北部地域包括支援センター (市総合福祉センター内)	645-9070
第十、飯塚、 榎沢	霞城西部地域包括支援センター (市総合福祉センター内)	647-8010
蔵王	蔵王地域包括支援センター (やすらぎの里半郷内)	688-8099
第五、第八、 東沢	愛らんど地域包括支援センター (愛日荘内)	679-3611
南沼原	南沼原地域包括支援センター (みこころの園内)	664-3080
金井	金井地域包括支援センター (金井コミュニティセンター内)	664-2181

認知症の方を支えるための取り組み

問 長寿支援課 TEL 641-1212(内線567) FAX 624-8398
 担当の地域包括支援センター(71・72ページ掲載)

おれんじサポートチーム

「認知症初期集中支援チーム」と「認知症地域支援推進員」が担当地域包括支援センターと連携し、認知症のある方とご家族の支援や認知症の方を地域で支える仕組みづくりを行っています。

認知症かどうか診断を受けたいが受診につながらない、症状がひどく対応に困っている、認知症について学びたいなどの相談に、医療・介護の専門職支援チームが対応します。

ご相談は、お住まいの地域を担当する地域包括支援センターまたは下記へお問い合わせください。

- 山形市北部地域担当: えがお(ながまち荘内) TEL 687-0200
- 山形市南部地域担当: こころ(大島医院内) TEL 616-5250

認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守り、支援する人(認知症サポーター)を増やしていくための講座を開催しています。

講座内容は、認知症についての基礎知識や認知症の方への接し方などで、受講者にはサポーターカードを配布しています。

介護マークの配布

認知症などの方の介護は、介護していることが分かりにくい、誤解や偏見を持たれてしまうことがあります。そこで、介護する方が、介護中であることを周囲に理解してもらうために、「介護マーク」を長寿支援課窓口および地域包括支援センター窓口で配布しています。

在宅医療と介護の連携のための取り組み

問 長寿支援課 TEL 641-1212(内線564) FAX 624-8398

在宅医療・介護連携室「ポピー」

医療と介護の両方を必要とする方が、住み慣れた地域・ご家庭で安心して生活が続けていくことができるように、在宅医療と介護に関する不安や悩みについて相談をお受けするとともに、医療・介護サービス従事者間の連携を支援する相談窓口です。相談には、医療・介護の専門職が対応します。

▶ 次のようなときは、お気軽にお電話ください。

- 退院後の治療や生活が不安だ
- 在宅でどんな医療・介護サービスが受けられるの?
- 近くで往診してくれる医師は? など

相談時間 月～金曜日 午前9時～午後4時
 (祝日、年末年始を除く)

電話番号 641-5555

場 所 山形市医師会館2階

在宅医療・介護連携室「ポピー」は、山形市が委託している公的な機関です。相談は無料で、秘密は厳守します。

〈以下は広告スペースです〉

住宅型有料老人ホーム
多機能ホーム

看護小規模多機能型居宅介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
訪問介護・訪問看護
通所介護・福祉用具貸与

山形市上町4-6-24
TEL 023-644-3364



桤の木

サービス付き高齢者向け住宅
グランドホーム

居宅介護支援／通所介護

山形市桧町1-10-10
TEL 023-665-0511

大和メディカル株式会社



サービス付高齢者向け住宅

愛称
ごてんぜき
御殿塚テラス

ふつうのくらしのあわせ=ふくし事業

〓 入居・見学受付中! 〓

TEL 施設見学はこちら
023-623-6878

ガーデンテラス七日町
〒990-0042
住所 山形市七日町1丁目4-55

お部屋の詳細は
HPをご覧ください!

運営・お問い合わせ
山形市農業協同組合
総務部 TEL: 023-623-0526

SINCE 1948
JA 山形市
〒990-0038 山形市幸町18-20




高齢者保健事業

問 山形市歯科医師会 TEL 632-1108

在宅ねたきり高齢者等歯科診療

在宅等で療養を行っていて、疾病や傷病などで、歯科医療機関に通院できない方を対象に歯科医師が往診を行います。
他の診療と同様に、受診料がかかります。歯の痛みや入れ歯の不具合などでお悩みの方、^{こうくう}口腔ケアを希望する方は、山形市歯科医師会へご連絡ください。

介護保険

問 介護保険課 TEL 641-1212(内線842) FAX 624-8887

介護保険制度は、40歳以上の方が被保険者として保険料を納め、介護が必要になったときに介護サービスを利用できる制度です。

介護保険制度の概要

	第1号被保険者	第2号被保険者
被保険者	65歳以上の方	40歳から64歳までの医療保険に加入している方
給付の対象者	要介護または要支援の認定を受けた方	初老期認知症、脳血管疾患などの国で指定する特定疾病によって要介護または要支援の認定を受けた方
介護保険料	74ページの表のとおり	加入している医療保険(国民健康保険・健康保険組合・共済組合など)の算定方法に基づいて決まります。
介護保険料の支払方法	●特別徴収(公的年金からの支払い) 年金受給金額が年額18万円以上の方は、年金の定期払い(年6回)の際にあらかじめ通知した額が年金から差し引かれます。 ※対象となる年金は、老齢(退職)年金、遺族年金、障がい年金です。 ●普通徴収 年金受給金額が年額18万円未満の方などは納付書、口座振替での支払いになります。 ※年度途中で65歳に到達した方や他市町村から転入した方などは、一定期間普通徴収になります。	医療保険料と一緒に納付します。 市が個別に徴収するものではありません。詳しくは、加入している医療保険者へお問い合わせください。

福祉・保健・医療

〈以下は広告スペースです〉



明るく、元気に、ほほえんで

通所介護事業

ほほえみデイ 七日町

NANOKAMACHI

山形市七日町二丁目7番43号

TEL: 023-666-7300
FAX: 023-666-7314

ほほえみデイ七日町 検索

会員募集中!

原則60歳以上の方で
健康で働く意欲のある方なら
どなたでも会員になれます。

女性会員も大募集!!

こんなお仕事してみませんか?

- ◆毛筆筆耕 ◆屋内外の一般作業 ◆駐車場の管理 ◆除草
- ◆調理補助 ◆施設での清掃・洗濯 ◆施設管理 ◆剪定

まずは、入会説明会へ!

毎月3回開催中! ※詳しくは下記まで
お問合せ下さい

公益社団法人
山形市シルバー人材センター

山形市双葉町1-2-3
(山形デルサ内1階) ☎023-647-6647
<http://webc.sjc.ne.jp/yamagatashi/>

① 第1号被保険者の介護保険料(令和6～8年度)

介護保険料は、山形市で必要となる介護保険サービスにかかる費用と、65歳以上の人数を基に「基準額」を算出し、本人と世帯員の住民税課税状況や所得等に応じて段階別に設定されます。

(令和6年4月1日現在)

対象となる方の区分		保険料段階	保険料年額 ()は月額換算	
●生活保護受給者				
本人住民税非課税 世帯住民税非課税	●老齢福祉年金を受給している方	第1段階 基準額×0.285	19,800円	(1,650円)
	●本人の前年中の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方			
	●本人の前年中の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	第2段階 基準額×0.485	33,700円	(2,809円)
	●第1段階、第2段階に該当しない方	第3段階 基準額×0.685	47,600円	(3,967円)
	●本人の前年中の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	第4段階 基準額×0.85	59,100円	(4,925円)
	●本人の前年中の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計額が80万円を超える方	第5段階 基準額	69,600円	(5,800円)
本人住民税課税	●本人の前年中の合計所得金額が120万円未満の方	第6段階 基準額×1.2	83,500円	(6,959円)
	●本人の前年中の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	第7段階 基準額×1.3	90,400円	(7,534円)
	●本人の前年中の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	第8段階 基準額×1.5	104,400円	(8,700円)
	●本人の前年中の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	第9段階 基準額×1.7	118,300円	(9,859円)
	●本人の前年中の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	第10段階 基準額×1.9	132,200円	(11,017円)
	●本人の前年中の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	第11段階 基準額×2.1	146,100円	(12,175円)
	●本人の前年中の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	第12段階 基準額×2.3	160,000円	(13,334円)
	●本人の前年中の合計所得金額が720万円以上の方	第13段階 基準額×2.4	167,000円	(13,917円)

※1 世帯とは、当該年度4月1日時点での住民登録の状況により判定されます。

※2 公的年金等収入金額とは、老齢年金や退職年金の収入金額です。障害年金や遺族年金等の非課税年金は含みません。

※3 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

土地売却等にかかる特別控除がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した額を用います。

また、第1～5段階については、合計所得金額から「公的年金等に係る雑所得額」を控除した額を用います。

※4 第1～3段階については、公費による保険料負担軽減が図られています。

介護保険料滞納による給付制限

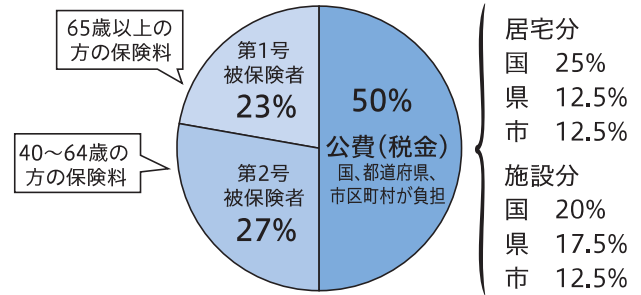
災害などの特別の事情がない限り、一定期間以上の滞納がある場合は、サービスを利用する際に滞納期間に応じて次のような給付制限が行われます。

● 第1号被保険者の給付制限

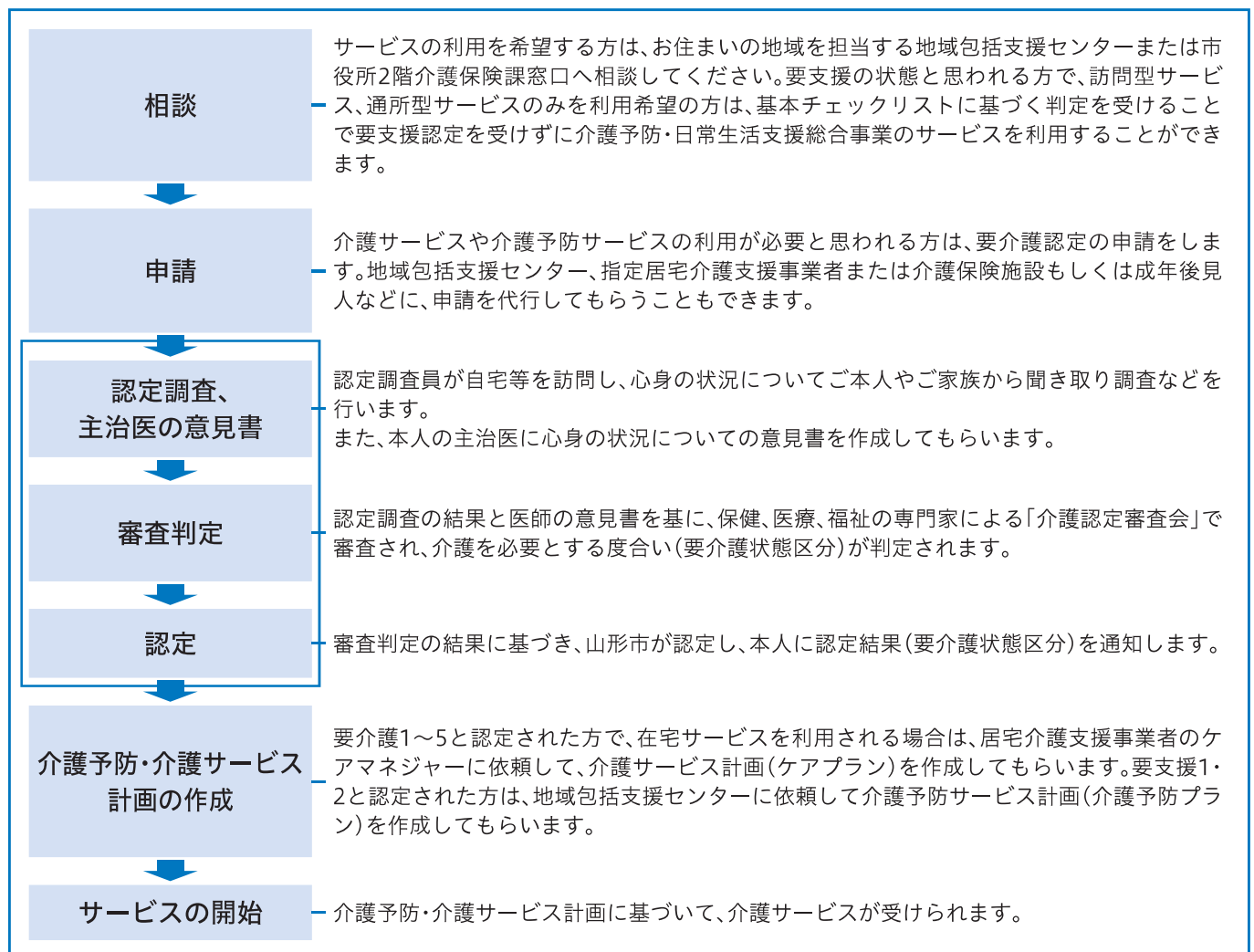
滞納期間／措置	内容
1年以上の滞納／ 支払い方法の変更	サービス利用の際、費用の全額を自己負担として支払い、申請により後日、保険給付分を払い戻し
1年6カ月以上の滞納／ 保険給付の一時差し止め	サービス利用の際、費用の全額を自己負担として支払い、申請の有無にかかわらず、保険給付分の一部または全部が差し止め
2年以上の滞納／ 給付額減額等の措置	認定前10年間ににおける滞納期間に応じて、 保険給付は7割(ただし、利用者負担割合が3割の方は6割に引き下げ) 。高額介護サービス費等は支給されません

保険給付の財源

介護保険料はみんなで制度を支え合う大切な財源です。



サービスを受けるまでの流れ



利用できるサービス

	居宅サービス	地域密着型サービス	施設サービス
要介護者	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入費、住宅改修費の支給	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(原則として要介護3以上)、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護	介護老人福祉施設(原則として要介護3以上)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
要支援者	介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費の支給 介護予防・日常生活支援総合事業(70ページ参照)	介護予防認知症対応型共同生活介護(要支援2の方のみ)、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	

- 居宅サービス 主に自宅で生活しながら受けるサービス
- 地域密着型サービス 利用者が住み慣れた地域で、継続して生活できるよう支援するサービス
- 施設サービス 主に施設等に入所して受けるサービス

介護サービスを利用する場合の費用

ケアプランに基づいてサービスを利用するとき、利用者負担は原則、かかった費用の1割です。

ただし、一定以上の所得がある方がサービスを利用するときは、利用者負担が2割～3割となります。

(1) 居宅サービス費の1カ月の支給限度額

- ① 居宅サービスでは、要支援・要介護区分ごとに1カ月に利用できるサービスの費用の上限が定められています(表1)。この上限額を超えてサービスを利用する場合は、全額自己負担となります。

(表1) 主な居宅サービスの支給限度額

認定区分	支給限度額(1カ月当たり)
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

〈以下は広告スペースです〉



KEIJUKAI

社会福祉法人 敬寿会

直営の施設内厨房で美味しいお食事を提供しています。





軽費老人ホームケアハウス
山形敬寿園
山形市大字妙見寺500-1
☎023-634-2020



特別養護老人ホーム
鈴川敬寿園
山形市大野目2-2-67
☎023-666-8100



特別養護老人ホーム
沼木敬寿園
山形市大字沼木68-1
☎023-674-9881

施設見学できます！詳しくはホームページまたは各施設にご連絡ください。
各SNSでは定期的に情報を発信しております。ぜひご覧ください♪



法人ホームページ



Instagram

②福祉用具購入費(入浴や排せつに使われる用具など)や住宅改修費(手すりの取り付けや段差の解消など)については、①の基準額とは別に〔表2〕の給付基準が定められています。

〔表2〕福祉用具購入費や住宅改修費の支給限度額

	対象費用の限度額	支給額	限度額管理期間
福祉用具購入費	10万円	購入費用の7割～9割(7万～9万円が上限)	毎年4月から1年間
住宅改修費	20万円	工事費用の7割～9割(14万～18万円が上限)	期間に関係なく、限度額を利用するまで

(2)高額介護(介護予防)サービス額

サービスを利用して支払った自己負担額が、月額で定められた利用者負担の上限額〔表3〕を超えた場合は、その超えた分について申請により払い戻しが受けられます。

〔表3〕高額介護(介護予防)サービス費の上限額(1カ月)

第1段階	生活保護受給者	個人単位	15,000円
	住民税非課税世帯で高齢福祉年金の受給者	個人単位 世帯合計	15,000円 24,600円
第2段階	住民税非課税世帯で、合計所得金額および課税年金収入の合計が80万円以下	個人単位	15,000円
		世帯合計	24,600円
第3段階	住民税非課税世帯で第2段階以外	世帯合計	24,600円

〔表4〕施設サービスの居住費等の負担限度額(1日当たり)

利用者負担段階(※1)		食費の負担限度額		居住費等の負担限度額			
		施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室(※2)	多床室(※2)
第1段階	・世帯全員が住民税非課税かつ高齢福祉年金を受給している方 ・生活保護受給者	300円	300円	820円 令和6年8月～880円	490円 令和6年8月～550円	490円(320円) 令和6年8月～550円(380円)	0円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、公的年金等収入金額(※3) + その他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	390円	600円	820円 令和6年8月～880円	490円 令和6年8月～550円	490円(420円) 令和6年8月～550円(480円)	370円 令和6年8月～430円
第3段階①	・世帯全員が住民税非課税で、公的年金等収入金額(※3) + その他の合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の方	650円	1,000円	1,310円 令和6年8月～1,370円	1,310円 令和6年8月～1,370円	1,310円(820円) 令和6年8月～1,370円(880円)	370円 令和6年8月～430円
第3段階②	・世帯全員が住民税非課税で、公的年金等収入金額(※3) + その他の合計所得金額の合計額が120万円超の方	1,360円	1,300円	1,310円 令和6年8月～1,370円	1,310円 令和6年8月～1,370円	1,310円(820円) 令和6年8月～1,370円(880円)	370円 令和6年8月～430円
第4段階(認定非該当)	上記以外の方	1,445円(※4)	1,445円(※4)	2,006円 令和6年8月～2,066円(※4)	1,668円 令和6年8月～1,728円(※4)	1,668円(1,231円) 令和6年8月～1,728円(1,291円)(※4)	377円(855円) 令和6年8月～437円(915円)(※4)

※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者の所得も判断材料にします。

※2 介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室および多床室の負担限度額は()の金額になります。

※3 年金収入額は、課税年金および非課税年金(障がい年金、遺族年金等)の合計額です。

※4 第4段階に記載している金額は、国が示す平均的な費用(基準費用額)です。実際に負担いただく金額は、施設・事業所によって異なります。

第4段階	第1段階から第3段階以外で、課税所得380万円未満(年収約770万円)	世帯合計	44,400円
	第1段階から第3段階以外で、課税所得380万円以上690万円未満(年収約770万～約1,160万円)	世帯合計	93,000円
	第1段階から第3段階以外で、課税所得690万円以上(年収約1,160万円～)	世帯合計	140,100円

(3)高額介護サービス費の貸し付け

高額介護サービス費の支給を受ける見込みのある方は、支給見込み金額の9割を限度に無利子で借りることができます。貸付金の返還は支給される高額介護サービス費をもって充てることになります。

(4)高額医療・高額介護合算制度

介護保険と医療保険、両方の自己負担額が高額となったときは、限度額を超えた分が支給される制度があります。詳しくは、ご加入の医療保険担当窓口へお問い合わせください。

(5)施設サービス費

入所施設・要介護区分ごとに1日当たりのサービスの費用が定められています。

(6)施設サービスの居住費等の負担限度額

介護保険施設に入所(入院)したり、ショートステイを利用した場合は、サービス費用の自己負担のほかに、食費と居住費(ショートステイの場合は滞在費)が自己負担となります。ただし、所得の低い方には負担限度額が設けられ、申請により認定されると食費や居住費(滞在費)の自己負担が軽減されます。1日当たりの自己負担額は〔表4〕のとおりです。

心身に障がいのある方のために

障がい者手帳

問 障がい福祉課

TEL 641-1212(内線550) FAX 632-7091

手帳の交付を受けようとする方は、障がい福祉課へ申請してください。

身体障がい者手帳

問 TEL 641-1212(内線550) FAX 632-7091

視覚・聴覚・肢体・心臓など身体に障がいのある方に交付されます。

療育手帳

問 TEL 641-1212(内線621) FAX 632-7091

知的障がいのある方に交付されます。

精神障がい者保健福祉手帳

問 TEL 641-1212(内線580) FAX 632-7091

精神的な障がいのある方に交付されます。

障がい福祉サービス

問 障がい福祉課

TEL 641-1212(内線580) FAX 632-7091

障がい福祉サービスは、障がいの種類やその程度、その他勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえ、個別に支給が決定される「自立支援給付」と、市町村が利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」があります。

「自立支援給付」の支援を受ける場合には、原則、サービス等利用計画の提出が必要です。計画の作成は、相談支援専門員が行います。詳しくは、お近くの相談支援事業所または障がい福祉課へご相談ください。

【自立支援給付の体系】

介護給付	
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な方に、外出時に同行して、必要な情報の提供、移動の援護等を行います
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出の際の移動中の介護等を行います
重度障がい者等 包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います

介護給付

短期入所 (ショートステイ)	居宅で介護する方が病気の場合などに、施設において、短期間、夜間も含め、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います
生活介護	常に介護を必要とする方に、施設において昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します
施設入所支援 (障がい者支援施設 での夜間ケア等)	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います

訓練等給付

自立訓練(機能 訓練・生活訓練) ・宿泊型	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います
就労継続支援 (A型＝雇用型、 B型＝非雇用型)	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用し、一般就労した障がいのある方の就労継続のために、相談、指導、助言等の必要な支援を行います
自立生活援助	定期的な巡回や通報を受けて行う訪問、相談等により、障がいのある方の状況を把握し、関係機関と連絡調整等を行い、自立した日常生活を送るために、環境整備に必要な援助を行います
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ等の介護、その他の日常生活上の援助を行います

地域相談支援給付

地域移行支援	施設に入所している方や精神科病院に入院している方に、住居の確保などの地域生活に移行するために必要な相談等を行います
地域定着支援	居宅で単身の方や家族の介護を受けられない方に、常時の連絡体制を確保し、その障がいにより生じた緊急の事態の場合等に必要な相談等を行います

【地域生活支援事業】

事業名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある方への理解を深めるため、広報活動等を通じて市民の方への周知を行います
自発的活動支援事業	障がいのある方およびその家族、市民の方による地域における自発的な取り組みの支援を行います

事業名	内容
相談支援事業	障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います
成年後見制度利用支援事業	必要と認められる知的障がいのある方、精神障がいのある方に、成年後見制度の利用を支援します
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある方に、自立生活支援用具等日常生活用具の給付または貸与を行います
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方に、外出のための支援（個別ヘルパーの派遣、視覚障がい者ガイドヘルパーの派遣等）を行います
地域活動支援センター	障がいのある方に、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の支援を行います
その他の事業	訪問入浴サービス事業
	障がい者自立支援訓練事業
	生活訓練等事業
	日中一時支援事業
	社会参加支援事業
	権利擁護支援事業

山形市が委託している障がい者相談支援センター

- 山形コロニー相談支援センター TEL 641-2626
- 向陽園地域生活支援センター心音 TEL 679-3244
- 地域活動支援センターおーる TEL 647-4266
- 山形市社会福祉協議会
障がい者相談支援センター TEL 646-5660
- 相談支援事業所まんさく TEL 688-3531
- ゆあーず TEL 666-8381

児童に係る通所・入所給付制度

問 障がい福祉課

TEL 641-1212(内線590) FAX 632-7091

障がいのある児童が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、サービス利用にかかった費用の一部を「障がい児通所給付」「障がい児入所給付」という形で支払う制度です。

手続き先(問い合わせ先)は、通所給付については障がい福祉課、入所給付については山形県中央児童相談所(TEL 627-1195)です。

児童に係る通所・入所給付制度の体系

障がい児通所給付	
児童発達支援	施設で日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います
放課後等デイサービス	学校に就学している児童に、授業の終了後または休業日に、施設で生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います
居宅訪問型児童発達支援	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います
保育所等訪問支援	児童が通う保育所等に訪問し、その保育所等における他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います
障がい児入所給付	
障がい児入所支援	施設に入所し、または医療機関に入院する児童に、日常生活の指導、知識技能の付与を行うとともに、必要な児童には治療を行います

補装具等の給付

問 障がい福祉課 TEL 641-1212(内線542) FAX 632-7091

補装具の給付

身体障がい者手帳所持者(児童を含む)に、眼鏡、補聴器、義肢、装具、車いすなどの購入・借受・修理にかかった費用を給付します(原則1割の利用者負担。市民税額一定額以上は対象外)。

日常生活用具の給付

在宅重度障がい(児)者に特殊寝台、盲人用時計、聴覚障がい者用屋内信号装置などを給付します(原則1割の利用者負担。市民税額一定額以上は対象外)。

紙おむつの支給

65歳未満で常時失禁状態にある重度心身障がい(児)者の方に紙おむつを支給します(市県民税額一定額以上は対象外。施設入所の方を除く)。

軽度・中等度難聴児補聴器購入の助成

聴覚障がいによる身体障がい者手帳交付の対象とならない軽度および中等度の難聴児に、補聴器購入費の一部を助成します(原則3分の1の利用者負担。市民税額一定額以上は対象外)。

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付

身体障がい者手帳による日常生活用具給付の対象とならない小児慢性特定疾病児童等に、日常生活を容易にするために日常生活用具を給付します(市民税および所得税の課税状況に応じて利用者負担有り)。

手当等

問 障がい福祉課 TEL 641-1212(内線550) FAX 632-7091

重度障がい者介護者激励金

日常生活に全面的な介助を要する重度心身障がい者を6カ月以上にわたり在宅で介護しているご家族の方に、激励金を年1回支給します。

特別障がい者手当

著しい重度の障がいのため常時特別の介護を必要とする在宅の障がいのある方に手当を支給します(所得制限有り)。

障がい児福祉手当

著しい重度の障がいのため常時特別の介護を必要とする在宅の20歳未満の障がい児に手当を支給します(所得制限有り)。

特別児童扶養手当

心身に重度または中度の障がいのある20歳未満の児童を養育している方に手当を支給します(所得制限有り)。

重度心身障がい児福祉手当

障がい児福祉手当該当程度の20歳未満の児童を養育しているが、所得制限等で特別児童扶養手当が支給停止または受給できない方に支給します。

重度心身障がい者福祉手当

公的年金等を受給していない在宅の重度心身障がい者を扶養している方に支給します。

心身障がい(児)者扶養共済

心身に障がいのある方を扶養している県内在住の65歳未満の健康な方を加入者とし、加入者に万が一のことがあった場合に、障がいのある方へ年金が給付されます。

医療支援

自立支援医療

問 障がい福祉課 TEL 641-1212(内線549) FAX 632-7091

身体障がい者手帳所持者および身体に障がいのある児童、治療しないと将来障がいが残ると認められる疾患がある児童の更生に必要な医療費および精神疾患患者の通院医療費の利用者負担が1割になります(重度かつ継続の対象者等および世帯の市民税非課税世帯は軽減措置有り。市民税額一定額以上は対象外)。

〈以下は広告スペースです〉

関わる全ての人々に夢と希望があふれる人生を

こどもリハビリデイサービス「ゆめ希」は看護師と理学療法士が運営する、**医療的ケア児、身体障がい児、発達障がい児、重症心身障がい児**を支援する事業所です。

理 念

- 「その子にとって」を尊重し
自主性や意思を大事にする療育
- 子どもが自分で選択し解決
しようとする力を育む療育



こどもリハビリデイサービス

ゆめ希

〒990-0810 山形市馬見ヶ崎三丁目21番11号

《営業日》月火水木金土 《閉所日》日祝日
《営業時間》8:30~17:30

TEL:023-676-8607
FAX:023-676-8608



ホームページ

児童発達支援・放課後等デイサービス
アーチ
合同会社リハサポート

作業療法士による個別練習と保育士による小集団での支援とを組み合わせた療育

児童発達支援 アーチ 天童 放課後等デイサービス アーチ 天童 山形
保育所等訪問支援 アーチ 居宅訪問型児童発達支援 アーチ

アーチ 山形市印役町1-2-38
リバーサイドアメニティ1階B
TEL&FAX 023-679-5403

アーチ天童 天童市駅西2-8-3-101
TEL.023-679-5442 FAX.023-679-5443

アーチ鈴川 山形市花橋1-21-8
TEL.023-666-5392 FAX.023-666-5391

※相談、見学のご予約は各事業所にて電話で承ります。

③ 重度心身障がい(児)者医療

問 障がい福祉課 TEL 641-1212(内線542) FAX 632-7091

身体障がい者手帳1・2級の重度障がい(児)者および同程度の障がいのある方の医療費(保険診療分)が無料または軽減されます(所得制限有り)。

社会参加促進等

問 障がい福祉課 TEL 641-1212(内線542) FAX 632-7091

① 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障がい等により意思疎通を図ることに支障のある方の社会参加を支援するために、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

② 福祉タクシー券・福祉給油券の交付

下記の3つのうちいずれか1つを選択することができます。

① 福祉タクシー券

身体障がい者手帳1～3級、療育手帳Aおよび精神障がい者保健福祉手帳1～3級の所持者が普通タクシーを利用する場合、料金の一部を助成します(500円/枚、年間24枚まで、視覚障がい1級の方は年間36枚)。

② リフト付きタクシー券

下肢、体幹、移動機能障がい1・2級の方がリフト付きタクシーを利用する場合、料金の一部を助成します(大型車2,870円/枚、普通車2,450円/枚、年間24枚まで)。

③ 福祉給油券

身体障がい者手帳1～3級、療育手帳Aおよび精神障がい者保健福祉手帳1～3級の所持者で、本人または同居家族が所有者となっている自家用自動車に給油する場合、料金の一部を助成します(500円/枚、年間12枚まで)。

※福祉タクシー券、福祉給油券の交付は、障がい福祉課のほか、79ページにある障がい者相談支援センターでも行っています。

④ 身体障がい者用自動車改造費、重度身体障がい者介護用車両改造費等の助成

上肢・下肢・移動・体幹機能障がいのある方、またはその方と生計を一にしている方が運転するための自動車の改造、車いすの使用に配慮した介護用車両への改造、介護用車両の購入費用の一部を助成します。障がいの認定・世帯の収入状況等について一定の要件があります。改造または購入契約の前に申請してください。

⑤ 身体障がい者運転免許証取得費の助成

上肢・下肢・移動・体幹機能障がいのある方が自動車運転免許証を取得した場合、取得に要した経費の3分の2を、10万円を限度(自ら運転するために改造した車両を教習所に持ち込んだ場合は15万円)として助成します。免許取得後、3カ月以内に申請してください。

⑥ 人工透析患者通院交通費の助成

腎臓機能障がいのある方が、人工透析を受けるため、医療機関へ通院するのに要した交通費の一部を助成します(本人および同居生計中心者の所得税が非課税の方のみ)。

⑦ 在宅酸素療法者支援助成金の交付

呼吸器機能障がいによる身体障がい者手帳(1・2級を除く)を所持し、医師の処方により在宅酸素療法として酸素濃縮器を使用している場合、その電気料金の一部を助成します。

⑧ 市営駐車場料金の減免・駐輪場料金の免除

身体障がい者手帳1～3級、療育手帳および精神障がい者保健福祉手帳1・2級所持者の方が乗車している車を市営駐車場に駐車した場合、料金を半額免除します。また、市営駐輪場の料金を全額免除します。精算前に係員に手帳を提示してください。

⑨ 市有施設使用料の免除

身体障がい者手帳、療育手帳および精神障がい者保健福祉手帳の所持者が市有施設を利用する場合、手帳の提示により、個人の使用料等が無料になります。対象者に制限がある施設もありますので、事前に確認してください。

⑩ 車いすの貸し出し

短期間(1回につき1カ月以内)で利用される方に、車いすを貸し出します(手帳の有無は問いません)。

障がい者虐待防止事業

問 障がい福祉課 TEL 641-1212(内線580) FAX 632-7091

～夜間・休日も対応～

障がいのある方の安定した生活や社会参加を助けるために、障がい者虐待防止事業を行っています。障がいのある方が、家族や親族、福祉サービス事業所の職員、職場の事業主などから虐待を受けている、または見たことがある、心配される場合はご相談ください。また、79ページにある障がい者相談支援センターでも相談を受け付けています。

生活保護は、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度です。生活保護の申請は国民の権利です。ためらわずにご相談ください。

福祉施設(山形市所管)

施設名		所在地	種別	定数	電話
総合福祉センター		城西町2-2-22	多目的福祉施設	—	645-9234
漆山やすらぎ荘		漆山字月山堂818	老人福祉センター	—	686-5567
大曾根さわやか荘		並柳47	老人福祉センター	—	644-0016
黒沢いこい荘		黒沢字中川原541	老人福祉センター	—	688-9060
鈴川ことぶき荘		下山家町字下宿81-5	老人福祉センター	—	625-3251
福祉文化センター	小白川やすらぎ荘	小白川町2-3-47	老人福祉センター	—	642-5181
	希望の家		身障者福祉センター(B型)	—	
まんさくの丘	こまくさ学園	蔵王半郷1366-2	児童発達支援センター	30	688-3531
	恵光園		障がい福祉サービス事業(生活介護)	40	
	蔵王通勤寮		障がい福祉サービス事業(宿泊型自立訓練)	20	

山形市保健所

問 城南町1-1-1 霞城セントラル内 【3階】母子保健課 【4階】保健総務課、健康増進課、生活衛生課

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分

閉庁日 【4階】土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

【3階】月曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

※日曜日または月曜日が祝日の場合は火曜日にも閉庁(閉庁日はこれによらない場合がありますので、山形市公式ホームページから「母子保健課開庁日カレンダー」をご確認ください)。

駐 車 場

東口交通センター駐車場または霞城セントラルパーキング(立体)を利用した場合、一部を補助します。駐車券をご提示ください。

霞城セントラル駐輪場をご利用の場合は、駐輪券(水色)をお持ちください。

山形市保健所で実施する相談業務

	内容	日時	問い合わせ先
医療安全相談	医療に関する問い合わせや相談	随時	保健総務課 616-7262
歯科保健相談	歯の衛生や口腔 ^{こうくう} の相談	要予約	健康増進課 616-7272
アスベストによる相談	アスベスト(石綿)による健康被害に関する相談	要予約	健康増進課 616-7270
健康相談	生活習慣病予防や健康づくりに関する相談	随時	健康増進課 616-7272
栄養相談	生活習慣病予防や健康づくりに関する栄養相談	要予約	健康増進課 616-7273
難病相談	難病に関する相談	要予約	健康増進課 616-7272
性感染症、肝炎の相談	エイズなどの性感染症やB型・C型肝炎に関する相談	随時	健康増進課 616-7274

	内容	日時	問い合わせ先
精神保健福祉相談 ひきこもり相談	心の病気や悩み、ひきこもりに関する相談	随時 (精神科医による相談は予約制)	健康増進課 616-7275
食品相談	食品に起因する健康被害発生防止のための相談	随時	生活衛生課 616-7280
子育てはあと相談	幼児の子育てに関する相談	要予約	母子保健課 647-2280
女性の健康相談	女性の健康に関する相談	随時	
療養の相談	小児慢性特定疾病児童等の療養に関する相談	随時	
児童療育相談	身体障がい者手帳の交付を受けた児童の療育相談	随時	
幼児発達相談	幼児の成長や発達に関する相談	要予約	

保健事業

成人保健

問 健康増進課 TEL 616-7272 FAX 616-7276

健康診査

山形市に住民票がある方が対象です。健診の受け方は、**集団健診(公民館などで実施)**、**個別健診(希望する医療機関で実施)**、**山形市国保ミニドック検診(40歳～74歳の山形市国民健康保険加入者が対象)**の3つの方法があり、年度内(4月～翌年3月)にいずれか1つしか受けられません。詳しくは、広報やまがた3月15日号折り込みの「健診べんり帳」をご覧ください。

対象	健診の種類等	健診の受け方	健診の案内と申し込み方法
40歳～74歳	●特定健診 ●がん検診(胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺)・胃がんリスク層別化検査 【子宮・乳がん検診は、年度内偶数歳女性が対象(昨年度受診していない奇数歳女性は事前に健康増進課へ申請が必要)】 【前立腺がん検診は50歳以上の男性が対象】 【胃内視鏡検査による胃がん検診は、50歳以上で年度内偶数歳になる方が対象(個別健診のみで実施)】 ●肝炎ウイルス検診	集団健診 個別健診 山形市国保ミニドック検診(山形市国民健康保険加入者が対象)	●特定健診は、各医療保険者の案内に従って受けてください。(山形市国民健康保険加入者へは、山形市が、がん検診と一緒に健診のご案内を送付します) ●がん検診は、山形市が次の方に検診のご案内を送付します(時期は地区の健診の2カ月前頃)。山形市国民健康保険加入者、山形市国民健康保険以外の医療保険加入者で40歳の方、41～74歳の方で過去2年間に市の健診を受けたことがある方。 集団健診の受け方は、健診のご案内に同封されている専用の申し込みはがきを投函してください(健診のご案内が届かない方は、健康増進課へお問い合わせください)。 個別健診の受け方は、事前に市内の希望する医療機関へ直接お問い合わせ後、受診してください。 山形市国保ミニドックの受け方は、健康増進課へお問い合わせください。
75歳以上	●健康診査(糖尿病等生活習慣病の早期発見のための健診) ●がん検診(胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺)・胃がんリスク層別化検査 【子宮・乳がん検診は、年度内偶数歳女性が対象(昨年度受診していない奇数歳女性は事前に健康増進課へ申請が必要)】 【前立腺がん検診は50歳以上の男性が対象】 【胃内視鏡検査による胃がん検診は、50歳以上で年度内偶数歳になる方が対象(個別健診のみで実施)】 ●肝炎ウイルス検診	集団健診 個別健診	●75歳以上の方で、過去2年間に市の集団健診(個別健診を除く)を受けたことのある方に健診のご案内を送付します(時期は地区の健診の2カ月前頃)。 集団健診の受け方は、健診のご案内に同封されている専用の申し込みはがきを投函してください(健診のご案内が届かない方は、健康増進課へお問い合わせください)。 個別健診の受け方は、事前に市内の希望する医療機関へ直接お問い合わせ後、受診してください。

対象	健診の種類等	健診の受け方	健診の案内と申し込み方法
20歳 ～39歳	●すこやか健診 ●子宮がん検診 【年度内に偶数歳になる女性が対象(前年度受診していない奇数歳の女性は事前に健康増進課へ申請が必要)】	集団健診 集団健診 個別健診	山形市公式ホームページや「健診べんり帳」をご覧ください。 事前に市内の希望する医療機関へ直接お問い合わせ後、受診してください。
	●レディース健診(すこやか健診と子宮がん検診のセット)	集団健診	山形市公式ホームページや「健康べんり帳」をご覧ください。
20・30・ 40・50・ 60・70歳	●歯周疾患検診	個別健診 (希望する実施 歯科医療機関へ 受診)	6月～12月末(医療機関が年内に診療を行う日)まで実施。 令和6年度から、20歳・30歳の方も対象となります。 受診を希望する方へ受診券を発行しますので、事前に健康増進課へ電話または窓口での手続きをお願いします。

※健診対象は、年度末年齢です。

健康手帳の交付

医療、健康診査、その他健康保持のために必要な事項を記載するもので、40歳以上の希望する方に交付しています。

健康相談

健康に関することや健診結果等について、電話や窓口による相談を実施しています。

予防接種

問 乳幼児・児童・生徒の予防接種 母子保健課 TEL 647-2280 FAX 647-2281
成人・高齢者の予防接種 健康増進課 TEL 616-7274 FAX 616-7276

予防接種は病気にかからないように、かかっても重くならないようにして、感染症が流行することを防ぐ役割があります。

対象	方法	予防接種の種類	接種時期
乳幼児	個別接種	●B型肝炎 ●ロタ ●ヒブ ●小児の肺炎球菌 ●BCG(結核) ●四種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ) ●五種混合(四種混合・ヒブ) ●水痘 ●麻しん風しん(MR)混合 1期、2期 ●日本脳炎(※1)	通年
児童・生徒		●二種混合(ジフテリア・破傷風)	通年
		●日本脳炎(※1)	通年
		●子宮頸がん予防ワクチン 対象は、小学6年生から高校1年生相当年齢の女子になります(標準的な接種年齢は中学1年生です)。(※2)	通年
成人		●風しん第5期 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性で、風しん抗体検査(対象者は無料で検査を受けられます)を行った結果、抗体価が低いことが判明した方(※3) 詳しくは、山形市公式ホームページをご覧ください。	令和7年2月末まで(予定)
高齢者		●高齢者インフルエンザ 接種を希望する方で接種日において1.満65歳以上の方、2.満60歳以上65歳未満の身体(内部)障がい1級に準ずる方に接種費用の一部を助成します。	10～1月(予定)
		●高齢者肺炎球菌予防接種 接種を希望する方で、1.接種日に65歳の方(65歳の誕生日の前日～66歳の誕生日の前日)、2.接種日に60歳以上65歳未満の身体(内部)障がい1級に準じる方に接種費用の一部を助成します。(過去に市の助成で23価肺炎球菌ワクチンを接種したことがある方は対象外)	通年

※1 平成17年度～平成21年度にかけた積極的な接種勧奨の差し控えにより、接種を受けていない平成19年4月1日までに生まれた20歳未満の方は不足分を接種することができます。

※2 平成9年度～平成19年度生まれの女子は、令和7年3月31日までキャッチアップ接種の対象となります。詳しくは、山形市公式ホームページをご覧ください。

※3 妊娠を希望する女性等への風しん抗体検査および予防接種助成事業を行っています。詳しくは、山形市公式ホームページをご覧ください。

予防接種の種類については、法改正などにより変更されることがありますので、ご了承ください。

感染症対策

問 健康増進課 TEL 616-7274 FAX 616-7276

- エイズなどの性感染症・肝炎等の検査、相談
- 結核等の接触者健診や医療費公費負担申請

健康づくり

問 健康増進課 TEL 616-7271 FAX 616-7276

運動普及推進員養成講座

健康づくりのための身体活動を学び、運動習慣を生活の中に取り入れることを目的に、地域住民に実践普及活動と啓発活動を行うボランティアを養成する講座を行っています。

食生活改善推進員養成講座

健康づくりのための望ましい食生活を学び、食生活改善を通じて疾病の予防と健康づくりを目的に、地域住民に実践普及活動と啓発活動を行うボランティアを養成する講座を行っています。

受動喫煙防止対策

受動喫煙防止対策に関する相談のほか、「山形市子どもの受動喫煙防止条例」に基づき、子どもの受動喫煙防止に取り組んでいます。

健康づくり講座

ストレッチ・ウォーキング体験、ストレッチ・ロコモ予防体操、健康ポイント事業SUKSK、生活習慣病予防栄養講座などを開催しています。

食育 問 健康増進課 TEL 616-7273 FAX 616-7276

食育支援事業

地域や保育園、幼稚園、学校などの要請に応じ、各ライフステージに合った食育講話や調理実習などを支援します。

食育講座

幼児や学童を対象に、望ましい食習慣が身に付くよう、食育講話や調理実習を市保健所や各地区で行っています。

国民健康栄養調査

問 健康増進課 TEL 616-7273 FAX 616-7276

健康増進法に基づき国から委託を受け、国民の身体状況、栄養摂取量および生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために調査を行います。

母子保健

母子保健相談支援事業

問 こども家庭支援課 TEL 641-1212(内線367) FAX 624-8901
母子保健課 TEL 647-2280 FAX 647-2281

母子保健コーディネーターが、妊娠中からさまざまな相談に応じています。安心して妊娠生活を過ごし、出産・育児を迎えるために、妊婦さんに電話等で連絡させていただくことがあります。お気軽にご相談ください。

母子健康手帳の交付

問 こども家庭支援課 TEL 641-1212(内線367) FAX 624-8901
母子保健課 TEL 647-2280 FAX 647-2281

妊娠したら、母子健康手帳の交付を受けてください。この手帳には、妊娠中の経過や子どもの成長の記録、予防接種の記録が記入できますので、大切にお使いください。

妊婦健康診査補助券の交付

問 母子保健課 TEL 647-2280 FAX 647-2281

妊娠中の母子の健康を守るため、山形県内委託医療機関で使用できる14回分の補助券を、母子健康手帳交付時にお渡しします。多胎妊婦の方へ、14回の助成回数を超えて実施した妊婦健康診査費用の一部を助成します。

また、里帰り等により県外の医療機関等で妊婦健康診査を受診した方には、出産後に妊婦健康診査費用の一部を補助します。

妊婦歯科健康診査受診票の交付

問 母子保健課 TEL 647-2280 FAX 647-2281

妊娠中に、歯科医院で健診を1回無料で受けられる受診票を、母子健康手帳交付時にお渡しします。

ママパパ教室

問 母子保健課 TEL 647-2280 FAX 647-2281

赤ちゃんを迎える準備や不安や悩みを解消するために、妊娠中の生活や、出産・育児についての講話や実技演習等を月1・2回実施しています。

不育症検査費用の助成

問 母子保健課 TEL 647-2280 FAX 647-2281

研究段階にある不育症検査のうち、先進医療として実施される検査費用の一部を助成します。

出産・子育て応援給付金

問 母子保健課 TEL 647-2280 FAX 647-2281

妊娠届け出時の面談や出産後の赤ちゃん訪問等を受け、手続きを行った後に、給付金を支給します。面談・訪問等を受けた方へ、申請書等を個別に配布します。

▶ 未熟児養育医療費の助成

問 母子保健課 TEL 647-2280 FAX 647-2281

未熟児(出生時の体重が2000g以下等)で指定養育医療機関での入院養育が必要とされるお子さんの医療費の自己負担分の一部を助成します。

▶ 産後ケア事業

問 母子保健課 TEL 647-2280 FAX 647-2281

産後の支援を必要とする方を対象に、ショートステイ、デイケア、乳房ケア、ママサポーター(家事育児支援)等のサービスにより、安心して子育てができるようにサポートします。

▶ こんにちは赤ちゃん訪問

問 母子保健課 TEL 647-2280 FAX 647-2281

生後4カ月までの乳児がいる家庭を保健師や助産師が家庭訪問し、子育て情報をお届けします。

▶ 育児支援家庭訪問

問 母子保健課 TEL 647-2280 FAX 647-2281

妊娠期から乳児のいるご家庭に、保健師や助産師が家庭訪問し、産後の体調や育児に関する相談に応じます。

▶ 乳幼児家庭訪問・電話相談

問 母子保健課 TEL 647-2280 FAX 647-2281

乳幼児健診の結果などから、乳幼児の発達や発育や育児についての相談・アドバイスを行うため、保健師が家庭訪問や電話相談を行います。

▶ 乳幼児健康診査

問 母子保健課 TEL 647-2280 FAX 647-2281

お子さんの成長過程における身体発育、精神、運動機能の発達状況を確認し、お子さんが健康に育つための病気の予防、育児や食事等の心配事に対するアドバイスなどを行っています。

1カ月児・4カ月児・9カ月児健康診査は、委託医療機関で実施していますので、個人で予約をして受診してください。1歳6カ月児・3歳児(3歳9カ月児)・5歳児健康診査の日程はご案内を送付します。なお、1カ月児健康診査を里帰り等により委託医療機関以外で受診した場合には受診後に1カ月児健康診査費用の一部を補助します。

▶ 子育てはあと相談

問 母子保健課 TEL 647-2280 FAX 647-2281

子育て中の悩みや不安、ストレスなどを相談できます(予約制)。

▶ 幼児発達相談

問 母子保健課 TEL 647-2280 FAX 647-2281

お子さんの成長や発達について気になることを相談できます(予約制)。

▶ 小児慢性特定疾病医療費の助成

問 母子保健課 TEL 647-2280 FAX 647-2281

小児慢性特定疾病にかかっている児童等に、指定医療機関で受けた小児慢性特定疾病にかかる医療費の自己負担の一部を助成します。

▶ 不妊治療(先進医療)費の助成

問 母子保健課 TEL 647-2280 FAX 647-2281

医療保険適用治療と併用して行った先進医療による不妊治療に要する費用の自己負担の一部を助成します。

▶ 新生児聴覚検査補助券の交付

問 母子保健課 TEL 647-2280 FAX 647-2281

出産した医療機関で、入院中または外来で受ける初回の新生児聴覚検査にかかる費用の一部を助成します。委託医療機関で使用できる補助券を母子健康手帳交付時にお渡しします。

また、里帰り等により委託医療機関以外で新生児聴覚検査を受けた場合には、検査後に新生児聴覚検査費用の一部を補助します。

▶ こどものからだスッキリ教室

問 母子保健課 TEL 647-2280 FAX 647-2281

お子さん(就学前まで)の体重増加が気になる保護者の方や保育園・幼稚園関係者等を対象に、子どもの肥満予防に関する講話等を行います。

▶ はじめての離乳食教室

問 健康増進課 TEL 616-7273 FAX 616-7276

乳児の健やかな発育を支援するために、離乳食の進め方の講話や相談等を月1回行っています。

献血にご協力を

問 保健総務課 TEL 616-7262 FAX 616-7263

県赤十字血液センター TEL 622-5301 FAX 631-8097
献血ルームSAKURAMBO ☎0120-107-093(献血申し込み専用)

あなたの温かい心が、かけがえのない生命を救います。献血にご協力ください。

献血された方には…

献血カードと献血記念品を差し上げます。また、採血時には血色素量検査や血液型検査のほかに、献血者の血液について検査サービスを実施していますので、病気の早期発見と予防に役立ちます。

会議室等の貸し出し(有料)

問 保健総務課 TEL 616-7260 FAX 616-7263

市保健所内の大会議室等は、使用日の3週間前までに申請することで一般の方も使用できます(有料)。使用料等について詳しくは、お問い合わせください。

山形市動物愛護センター

問 TEL 681-1210 FAX 681-1211
船町1030-1

開館時間 午前9時～午後5時

閉館日 土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

こんなときは動物愛護センターへご連絡ください

- 飼い犬・猫が行方不明になったとき
保護した犬や猫は、山形市公式ホームページ等で情報を公開します。山形警察署でも一時的に保護することがあります。
- 放たれている犬を見かけたり保護したとき
- 飼い犬が人をかんでしまったとき
飼い主は犬の事故届け出書を届け出ることが義務付けられています。
- 新しく犬や猫の飼い主になりたいとき

狂犬病予防

生後91日以上の子犬を飼い始めた場合は、犬の登録が必要です。また、毎年1回狂犬病予防注射を受けなければなりません。犬が死亡したときや犬の所在地が変更になったときは、届け出が必要です。

猫の不妊・去勢手術費補助

適正に飼育されていない猫や所有者のいない猫の繁殖を抑制し、周囲に対する危害や迷惑を未然に防止するとともに、市民の動物の愛護に係る精神の高揚を図るため、猫の不妊・去勢手術に要する費用を補助します。詳しくは、お問い合わせください。

動物取扱業の登録または届け出

動物取扱業を営もうとする方は、事前に登録または届け出が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

市立病院済生館

問 TEL 625-5555(代) FAX 642-5080
問 所在地: 七日町1-3-26

診療科目

消化器内科、呼吸器内科、循環器内科、内科、糖尿病・内分泌内科、腎臓内科、血液内科、小児科、外科、内視鏡外科、消化器外科、血管外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、脳・血管放射線科、リハビリテーション科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉・頭頸部外科、放射線科、脳神経内科、麻酔科、病理診断科、救急科、歯科、歯科口腔外科、形成外科

外来診療日 月～金曜日(休診日: 土・日曜日、祝日、年末年始)

※整形外科のみ、水曜日も休診です。

受付時間 午前8時30分～11時30分

診療時間 午前8時30分～午後5時

※午後は専門予約外来、紹介患者、緊急を要する患者の方に限らせていただきます。

※救急は、診療時間外でも受け付けします(地下1階救急室)。

入院患者の面会 午後1時～8時

患者さんの病状などにより面会をお断りすることがあります。また、感染防止対策として面会時間を制限する場合もございます。ご了承ください。

初診時の選定療養費

200床以上の地域医療支援病院のため、初診時に他の医療機関の紹介状がない場合は、選定療養費をご負担いただきます。

外来受診案内

▶ 初来院(済生館の受診が初めての方)

診療申込書を記入し、マイナンバーカード、保険証、医療証などと一緒に初来院窓口(1階1番窓口)へ提出してください。労災・交通事故などで受診する方は申し出てください。

診察券

1患者1番号制で、全ての診療科共通です。ずっと使用しますので大切に保管し、来院の際には必ずご持参ください。

※受付、会計、採血室など院内各所で利用します。

▶ 初診(再診でない方)および複数の科を受診する方

▶ 初診・再診窓口(1階1番窓口)で診察申し込みができます。診察券に保険証、医療証などを添えて初診・再診窓口へ提出し、受診科を申し出てください。

▶ 複数の科を受診する方は、1日2科までとさせていただきますので、ご了承ください。

▶ 再診(同じ科に同じ病気で2回目以降受診する方)

● 予約なし 初診・再診窓口(1階1番窓口)で診察をお申し込みください。

● 予約あり 診察申し込みの手続きは不要です。直接ブロック受付に診察券をお出しください。

外来再診予約の変更は電話でできます

予約センター TEL 634-7107

月～金曜日 午前9時～午後5時

※検査の予約変更は、各診療科へ

(TEL 625-5555 午後2時～)

▶ 紹介状をお持ちの方

地域医療連携室(1階3番窓口隣)へお越しください。

人間ドック・脳ドックのご案内

人間ドック・脳ドックは予約制です。電話でお申し込みください。

※都合によりドックを休止する場合がありますので、電話でご確認ください。

電話番号 634-7105

受付 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

午前9時～午後5時

▶ 人間ドック

- 1日コース(日帰りコース)午前8時30分～正午ごろ
- 2日コース(1泊2日コース)午前9時15分～翌日正午ごろ

▶ 脳ドック

- 1日コース(日帰りコース)午前8時30分～正午ごろ
- ※頭部MRI検査や頭部MRA検査を主体としたコースで、総合病院としての機能を生かし、診察各科の専門医が検査を行います。

～ご注意～

MRI検査は、強力な磁石の検査ですので、ペースメーカー・心臓弁置換のある方は受けられません。また、人工関節の手術を受けた方、脳動脈瘤の手術を受けた方、その他身体に金属(人工関節、クリップ、ワイヤー、インプラント等)の入っている方は受けられないことがあります。事前に治療を受けた医療機関へお問い合わせください。

※外来受診案内および人間ドック・脳ドックの空き状況等は、済生館ホームページをご覧ください。



休日・夜間診療所

▶ 山形市医師会 山形市休日夜間診療所

問 TEL 635-9955

- 休日の急患(日曜日、祝日、12月31日～1月3日)

診療科目 内科・外科・小児科

診療時間 午前9時～11時45分

午後1時30分～5時

医師2人(内科・外科1人、小児科1人)

- 夜間の急患(毎日診察)

診療科目 内科・小児科

診療時間 (内科)午後7時～11時

(小児科)午後7時30分～10時30分

医師2人(内科1人、小児科1人)

▶ 山形市歯科医師会 休日救急歯科診療所

問 TEL 629-9988

診療日時 日曜日、祝日、12月31日～1月3日

診療時間 午前10時～午後4時(受け付けは午後3時30分まで)

